

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例案について

(付議の要旨)

平成30年度より区立施設として区の産後ケアセンター事業を実施するにあたり、事業の目的や定義、内容等を定めた産後ケアセンター事業に関する条例案をまとめたので報告する。

1 主 旨

産後ケアセンター桜新町については、学校法人武蔵野大学（以下「武蔵野大学」とする）が所有する建築物の無償譲渡（寄附）を受けて、平成30年度から区立の産後ケアセンターとして事業を運営することになった。区の産後ケアセンター事業を実施するにあたり、事業の趣旨及び実施内容等を定めた条例を制定し、条例に基づいた事業を実施することとして、条例案をまとめたので報告する。

2 条例案の制定に至る経緯及び考え方

産後ケアセンター桜新町は、全国初の施設であるため、法的な位置付けが無い中で、国や東京都と調整しながら、児童福祉施設に準ずる施設として、宿泊については旅館業法を適用するなどの法的な整理を行い、平成20年3月に開設し事業を実施してきた。

本年8月に厚生労働省が作成した「産後ケア事業ガイドライン」において、世田谷区が実施している「産後ケアセンター桜新町」型の施設についても、条例等で衛生管理基準を整備することで旅館業法の適用を除外できることとなった。

産後ケアセンターは、産後まもない母とその家庭が乳児のいる生活に慣れ、母親自身のセルフケア能力を上げることに加えて、多数の母子が利用することから、母親の仲間づくりの機会を作り、母子の孤立を防ぐなど、育児不安や児童虐待危惧の早期発見・対応による育児不安等の悪化防止をめざすものである。

産後ケアセンター桜新町の10年間の実践で得られたノウハウや産後ケアセンター型の施設の実績を踏まえて、世田谷区の産後ケアセンターの目的や衛生管理基準等の実施内容等を条例及び規則で定めて、事業を実施することとする。

3 条例案の主な内容

条例案の主な内容は以下のとおりとする。（詳細は別紙条例案のとおり）

- (1) 条例の趣旨として、この条例は、子育てをしやすい環境づくりの促進及び児童虐待の未然防止を目的として、心身が不安定になりやすい産後の一定期間の母子に対する身体的及び精神的手当と並びに育児指導を専門に行う場において、特に支援が必要な母子及びその家庭を対象として行う産後ケアセンター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。
- (2) 事業の内容は、母子の心身の健康及び授乳、沐浴等の育児に関することについての指

導及び相談対応に伴い、当該母子の身体的及び精神的手当てに係る保健休養を目的とした施設を提供すること、地域における母子の仲間づくりの支援及び子育てに関する情報の提供をすること、その他事業の目的を達成するために必要なこととする。

- (3) 事業を利用することができる者は、区内に住所を有する産後4箇月未満の者で、心身の健康又は育児に対する不安等を抱えていること、その不安等について家族等からの支援を受けることができない者とする。
- (4) 産後ケアセンターの人員、運営及び衛生管理について必要な基準は規則で定めることとする。
- (5) 利用料については、現行の利用料と同一の金額を別表で定め、区長が特別の理由があると認められた場合は、利用料を減額し、又は免除することができることとする。
- (6) 条例の施行は、平成30年4月1日からとする。
- (7) 附則にて準備行為について定め、利用承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、これらの規定の例によりすることができることとする。

4 利用料について

産後ケアセンター事業の利用料について、本条例では現行の利用料と同一の金額とし、事業者決定後、運営事業費が確定した段階で速やかに必要な見直しを図り、条例改正の提案を行う。

5 今後のスケジュール(予定)

平成29年	9月	第3回定例会に条例案提案
	9月~11月	事業者選定
	11月	福祉保健常任委員会(候補者決定の報告)
平成30年	1月~	新旧事業者引継ぎ
		武蔵野大学から区への寄附(無償譲渡)契約締結
	2月	第1回定例会に条例改正案提案
	3月	武蔵野大学から区に建築物の引渡し
	4月~	新事業者による運営開始